

2017年2月8日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—外貨管理政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第438号）

国家外貨管理局、 元転範囲拡大等で外貨流入を緩和 国外送金等の真実性審査をさらに強化

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家外貨管理局は2017年1月26日付で『さらに外貨管理改革を推進し、真実・コンプライアンス性審査を完善化することについての通達』（匯発[2017]3号、以下『3号通達』という）を公布、施行しました。『3号通達』は、国内外貨ローンの元転範囲拡大、国内保証・国外貸付資金の国内への戻入等外貨流入に関する規制緩和、外貨利潤の払出等の国外送金に関する真実性・コンプライアンス性審査の強化、人民元・外貨の一体化管理の完善化等、3方面9項目の措置を規定しています。

□ 外貨流入関連の規制を緩和

① 国内外貨ローンの元転範囲を拡大

『3号通達』は、輸出企業が貨物輸出を背景として借り入れた国内外貨ローンの元転を許可するとしています。ただ、当該国内外貨ローンは、貨物輸出で受け取った外貨資金により返済しなければならず、外貨購入により返済することは原則として許可しないとしています（第1条）。

【図表1】元転できる国内外貨ローン

貨物輸出を背景として借り入れた国内外貨ローン	✓ 信用状および取立に係る荷為替融資	✓ 注文書融資
	✓ 輸出手形割引	✓ 協議融資
	✓ 輸出商業インボイス割引	✓ 輸出海外代理支払
	✓ 輸出ファクタリング	✓ パッケージ融資
	✓ フォーフェイティング	等

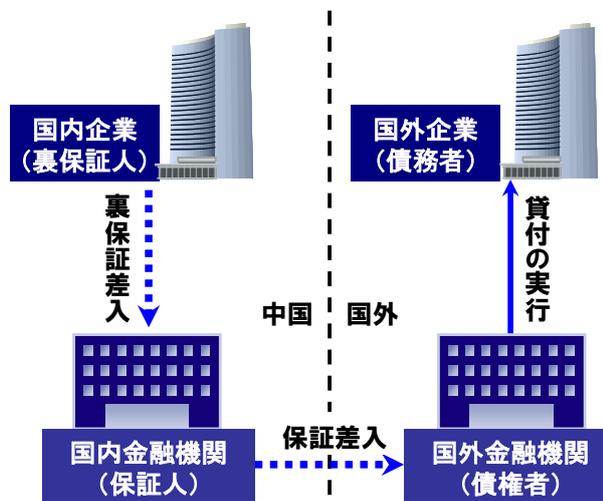
（国家外貨管理局の発表に基づき、中国アドバイザー一部作成）

② 国内担保・国外貸付金の国内への戻入を許可

国内担保・国外貸付（以下「内保外貸」という）に係る資金について、国家外貨管理局が2014

年 5 月 12 日に公布した『「クロスボーダー担保外貨管理規定」の発布に関する通達』（匯発[2014]29 号）¹においては、「外貨局の批准を経ずに、（筆者注：内保外貸の国外）債務者は国内に貸借、持分投資もしくは証券投資などの方式を行うことを通じて担保に係る資金を直接的もしくは間接的に国内に戻し入れて使用してはならない」と規定していました。一方、『3号通達』は、「（筆者注：内保外貸の国外）債務者は国内に貸付、持分投資等の方式を通じて担保に係る資金を直接的もしくは間接的に国内に戻し入れて使用することができる」としています（第2条）。国家外貨管理局は、国外債務者が国内企業に貸付の方式で融資資金を戻し入れる場合、国内企業は現行の外債管理の関連規定に基づき、外債登記を取り扱わなければならないとしています。

【図表 2】「内保外貸」の基本スキーム



（中国アドバイザー一部作成）

③ 「国際外貨資金メイン口座資金」から吸収した預金の国内運用比率を拡大

国家外貨管理局が 2015 年 8 月 5 日に公布した『「多国籍企業外貨資金集中運営管理規定」の印刷・配布に関する通達』（匯発[2015]36 号、以下『36号通達』という）²によると、多国籍企業は、国外グループ企業の資金およびその他の国外機構から借り入れた外債資金を一元管理するために、所在地の銀行で国際外貨資金メイン口座を開設できるとしています。『3号通達』は、国内銀行が多国籍企業のために開設した国際外貨資金メイン口座を通じて吸収した預金の国内運用できる比率を、『36号通達』にある直近 6 カ月の日平均預金残高の 50%を同 100%に調整しました。また、国内運用資金は銀行の短期外債残高指標を占用しない、としています（第3条）。

④ 自由貿易試験区内の外貨 NRA 口座資金の元転を許可

国外機構国内外貨口座とは、国内銀行が国外機構のために開設した非居住者外貨預金口座（以下「外貨 NRA 口座」という）です。国家外貨管理局が 2009 年 7 月 13 日に公布した『国外機構国内外貨口座管理関連問題に関する通達』（匯総発[2009]29 号）によると、登録所在地の国家外貨管理局分局・管理部の批准を経ずに外貨 NRA 口座内の資金を直接もしくは形を変えて元転してはなりません。一方、『3号通達』は、自由貿易試験区内の外貨 NRA 口座内資金の元転を許可しました。ただ、元転後の資金を国内に払い込む場合、クロスボーダー取引の関連規定に基

¹ 『「クロスボーダー担保外貨管理規定」の発布に関する通達』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 327 号をご参照ください。以下の URL よりダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0332-XF-0105.pdf>

² 『36号通達』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 399 号をご参照ください。以下の URL よりダウンロードできます。⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/report/branches/express/pdf/R419-0407-XF-0105.pdf>

づき有効な商業書類および証憑を提出しなければならないとしています（第4条）。

また、上海・広東・天津・福建の4自由貿易試験区の規定によると、国外機構が関連規定により直物元転・外貨転できる業務について、自由貿易試験区における金融機構は、そのために人民元および外貨デリバティブ商品取引を取り扱うことができるとしているため、今回、外貨 NRA 口座資金の元転を許可することは、上記規定の具体化を推し進めたこととなります。

□ 国外送金等の真実性・コンプライアンス性審査をさらに強化

⑤ 輸出企業による遅滞なき外貨受取等を再度強調

国家外貨管理局の発表によると、一部企業において、輸出した後に外貨の受け取りがない、もしくは受け取った外貨の額が貨物代金より少ない、または輸出入通関主体と外貨支払・受け取り主体が不一致等といった問題が存在するため、『3号通達』は「輸出した者が外貨を受取、輸入した者が外貨を支払」という原則と、輸出企業が遅滞なく、十分な額の外貨を受け取らなければならないことを再び強調しています（第5条）。

⑥ 直接投資利潤の払出管理を完強化

国家外貨管理局が2016年4月26日に公布した『貿易・投資の利便化のさらなる促進、真実性審査の完強化に関する通達』（匯発[2016]7号）³には、国内機構が5万米ドル相当以上（5万米ドルを含まない）の利潤を払い出す場合、取り扱う銀行は今次の利潤払出に関連する董事会の利潤分配決議（もしくはパートナー利潤分配決議）、税務届出表の原本、監査を経た財務報告を審査しなければならず、さらに関連税務届出表の原本に当該利潤の実際の払出金額および払出日を捺印・注記しなければならないとしています。『3号通達』は上記規定を復唱した上で、「国内機構の利益払出前に、法に基づき過去年度の欠損を補填しなければならない」ことを強調しています（第7条）。

⑦ 国外直接投資の真実性・コンプライアンス性の審査を強化

2015年2月13日公布の『直接投資外貨管理政策のさらなる簡素化および改善に関する通達』（匯発[2015]13号）⁴で国家外貨管理局は、すでに国外直接投資に係る外貨登記の資料審査および関連手続を銀行に委譲しています。ただ、近年の人民元安を背景として、一部企業は国外直接投資の名義で資本を違法に国外に払い出す事例が増加したため、『3号通達』では、国内機構が国外直接投資登記および資金払出手続を取り扱うとき、規定に基づき関連審査資料を提出するほか、銀行に投資資金源および資金用途（使用計画）の状況を説明し、董事会決議（もしくはパートナー決議）、契約もしくはその他の真実性証明資料を提供しなければならないとしています（第8条）。

□ 国外留保統計を強化し、国外貸付管理を統一

³ 『貿易・投資の利便化のさらなる促進、真実性審査の完強化に関する通達』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第421号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0435-XF-0105.pdf>

⁴ 『直接投資外貨管理政策のさらなる簡素化および改善に関する通達』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第371号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0377-XF-0105.pdf>

⑧ 経常項目外貨収入の国外留保統計を完備化

経常項目は主に貨物貿易とサービス貿易に分けられます。貨物貿易収入とサービス貿易収入の国外留保について国家外貨管理局は、国内企業は貨物貿易、サービス貿易による外貨収入を国外に留保する場合、国外銀行において外貨口座を開設する前に外貨局に登録もしくは審査手続を行わなければならない、かつ国外留保資金口座の関連情報を遅滞なく報告しなければならない⁵、としています。

国家外貨管理局はオフサイトモニタリングの際、一部企業がさまざまな原因により規定通りに関連手続を行っていないことを発見しました。これを受けて『3号通達』は、該当企業は「本通達の公布日から1カ月以内に積極的に関連情報を報告しなければならない」と明記しています（第6条）。国家外貨管理局は、『3号通達』通りに登録もしくは報告しない企業に対し、外貨管理部門が『外貨管理条例』に基づき処罰すると発表しています。

⑨ 人民元・外貨の国外貸付管理を統一

国家外貨管理局が2016年11月26日に公布した『国内企業の人民元国外貸付業務の関連事項をさらに明確にすることについての通達』（銀発[2016]306号）⁶は、人民元国外貸付の上限を外貨国外貸付と同様に直近1期の監査を経た所有者権益の30%としています。『3号通達』は、その上で人民元・外貨の国外貸付残高管理を一本化しました。

国内企業による国外貸付残高の上限

$$\text{人民元国外貸付残高} + \text{外貨国外貸付残高} \leq \text{企業所有者権益}^* \times 30\%$$

※企業所有者権益は、直近1期の監査を経た所有者権益とする。

（『3号通達』の第9条に基づき、中国アドバイザー一部作成）

*

『3号通達』は、本通達の規定に違反する場合、外貨局が『外貨管理条例』に基づき処罰するとし、外貨局は関連政策の実施効果を定期的に評価して国際収支の情勢に基づき政策を調整する、としています。『3号通達』の詳細については、5ページからの日本語仮訳および7ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部】

⁵貨物貿易収入の国外留保に関する『貨物貿易外貨管理法規を印刷・配布することに関する問題についての通達』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第229号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0233-XF-0102.pdf>

サービス貿易収入の国外留保に関する『国家外貨管理局によるサービス貿易外貨管理法規を印刷・配布することについての通達』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第275号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0279-XF-0105.pdf>

⁶『国内企業の人民元国外貸付業務の関連事項をさらに明確にすることについての通達』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第433号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0449-XF-0105.pdf>

(日本語仮訳)

国家外貨管理局

匯発[2017]3号

さらに外貨管理改革を推進し、真実・コンプライアンス性審査を完善化についての通達

国家外貨管理局各省・自治区・直轄市分局・外貨管理部、深圳・大連・青島・アモイ・寧波市分局、各中資外貨指定銀行：

さらに外貨管理改革を深く推進し、行政を簡素化して権限を委譲し、实体经济の発展を支持し、貿易投資の利便化を促進し、マクロプルーデンス管理の枠組みにおける資本流動管理体系を構築・健全化するために、ここに関連措置について以下のように通知する。

- 1、国内外貨ローンの元転範囲を拡大する。貨物貿易において輸出の背景を有する国内外貨ローンの元転を許可する。国内機構は貨物貿易の輸出外貨受取資金により償還しなければならず、原則として、外貨購入により償還することを許可しない。
- 2、国内担保・国外貸付に係る資金を国内に戻し入れて使用することを許可する。債務者は国内へ貸付、持分投資等の方式を通じて担保に係る資金を直接もしくは間接的に国内に戻し入れて使用することができる。銀行は国内担保・国外貸付の担保履行が発生した場合、関連元転・外貨転を銀行自身の元転・外貨転に組み入れて管理する。
- 3、多国籍企業における外貨資金の集中管理をさらに利便化する。国内銀行が国際外貨資金メイン口座を通じて吸収した預金は、マクロプルーデンス管理原則に基づき、国内で運用できる比率を直近6カ月の日平均預金残高の50%を超えてはならないとするものから100%に調整する。国内運用資金は銀行の短期外債残高指標を占用しない。
- 4、自由貿易試験区内国外機構の国内外貨口座の元転を許可する。元転後国内に払い込んで使用する場合、国内銀行はクロスボーダー取引の関連規定に基づき、国内機構および国内個人の有効な商業書類および証憑を審査した後に取り扱わなければならない。
- 5、貨物貿易外貨管理をさらに規範化する。国内機構は「輸出した者が外貨を受取、輸入した者が外貨を支払」という原則に基づき貿易外貨収支業務を取り扱い、遅滞なく外貨受取業務を取り扱わなければならない。外貨局に別途規定がある場合を除く。
- 6、経常項目外貨収入の国外留保統計を完善化する。国内機構は各種原因により輸出収入もしくはサービス貿易収入を国外に留保したが、『国家外貨管理局による貨物貿易外貨管理法規の関連問題を

印刷・配布するについての通達』(匯発[2012]38号)、『国家外貨管理局によるサービス貿易外貨管理法規を印刷・配布するについての通達』(匯発[2013]30号)等に基づき外貨管理関連登記届出続を行わなかった、もしくは情報を報告しなかった場合、本通達の公布日から1カ月以内に積極的に関連情報を報告しなければならない。

- 7、直接投資外貨利潤払出管理政策を引き続き執行ならびに完善化する。銀行は国内機構のために5万米ドル相当以上(5万米ドルを含まない)の利潤を払い出す業務を取り扱う場合、真実の取引原則に基づき今次の利潤払出に関連する董事会の利潤分配決議(もしくはパートナー利潤分配決議)、税務届出表の原本、監査を経た財務報告を審査しなければならない、ならびに関連税務届出表の原本に当該利潤の実際の払出金額および払出日を捺印・注記しなければならない。国内機構は利益を払い出す前に、法に基づき過去年度の欠損を補填しなければならない。
- 8、国外直接投資の真実性・コンプライアンス性の審査を強化する。国内機構が国外直接投資登記および資金払出手続を取り扱うとき、規定に基づき関連審査資料を提出するほか、銀行に投資資金源および資金用途(使用計画)の状況を説明し、董事会決議(もしくはパートナー決議)、契約もしくはその他の真実性証明資料を提供しなければならない。銀行は展業原則に基づき真実性、コンプライアンス性の審査を強化する。
- 9、人民元・外貨の全範囲国外貸付管理を実施する。国内機構は国外貸付業務を取り扱う場合、人民元の国外貸付残高および外貨の国外貸付残高の合計が最高でその前年度の監査を経た財務報告における所有者權益の30%を超えてはならない。
- 10、本通達の規定に違反する場合、外貨局は『中華人民共和国外貨管理条例』に基づき法により処罰する。
- 11、本通達は公布日から施行し、国家外貨管理局が解釈に責任を負う。外貨局は定期的に政策の実施効果を評価し、国際収支の情勢に基づき政策に対して調整を行う。以前の規定と本通達の内容が不一致である場合、本通達を基準とする。

各分局、外貨管理部は本通達を受け取った後、できる限り早く管轄内の中心支局、支局および外貨指定銀行に転送し、かつ真剣に遵守執行しなければならない。

(中国語原文)

国家外汇管理局
汇发〔2017〕3号
关于进一步推进外汇管理改革完善真实合规性审核的通知

国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局，各中资外汇指定银行：

为进一步深入推进外汇管理改革，简政放权，支持实体经济发展，促进贸易投资便利化，建立健全宏观审慎管理框架下的资本流动管理体系，现就有关措施通知如下：

- 一、 扩大境内外汇贷款结汇范围。允许具有货物贸易出口背景的境内外汇贷款办理结汇。境内机构应以货物贸易出口收汇资金偿还，原则上不允许购汇偿还。
- 二、 允许内保外贷项下资金调回境内使用。债务人可通过向境内进行放贷、股权投资等方式将担保项下资金直接或间接调回境内使用。银行发生内保外贷担保履约的，相关结售汇纳入银行自身结售汇管理。
- 三、 进一步便利跨国公司外汇资金集中运营管理。境内银行通过国际外汇资金主账户吸收的存款，按照宏观审慎管理原则，可境内运用比例由不超过前六个月日均存款余额的 50%调整为 100%；境内运用资金不占用银行短期外债余额指标。
- 四、 允许自由贸易试验区内境外机构境内外汇账户结汇。结汇后汇入境内使用的，境内银行应当按照跨境交易相关规定，审核境内机构和境内个人有效商业单据和凭证后办理。
- 五、 进一步规范货物贸易外汇管理。境内机构应当按照“谁出口谁收汇、谁进口谁付汇”原则办理贸易外汇收支业务，及时办理收汇业务，外汇局另有规定除外。
- 六、 完善经常项目外汇收入存放境外统计。境内机构因各种原因已将出口收入或服务贸易收入留存境外，但未按《国家外汇管理局关于印发货物贸易外汇管理法规有关问题的通知》（汇发〔2012〕38号）、《国家外汇管理局关于印发服务贸易外汇管理法规的通知》（汇发〔2013〕30号）等办理外汇管理相关登记备案手续或报送信息的，应于本通知发布之日起一个月内主动报告相关信息。
- 七、 继续执行并完善直接投资外汇利润汇出管理政策。银行为境内机构办理等值 5 万美元以上（不含）利润汇出业务，应按真实交易原则审核与本次利润汇出相关的董事会利润分配决议（或合伙人利润分配决议）、税务备案表原件、经审计的财务报表，并在相关税务备案表原件上加章签注本次

汇出金额和汇出日期。境内机构利润汇出前应先依法弥补以前年度亏损。

- 八、** 加强境外直接投资真实性、合规性审核。境内机构办理境外直接投资登记和资金汇出手续时，除按规定提交相关审核材料外，还应向银行说明投资资金来源与资金用途（使用计划）情况，提供董事会决议（或合伙人决议）、合同或其他真实性证明材料。银行按照展业原则加强真实性、合规性审核。
- 九、** 实施本外币全口径境外放款管理。境内机构办理境外放款业务，本币境外放款余额与外币境外放款余额合计最高不得超过其上年度经审计财务报表中所有者权益的 30%。
- 十、** 违反本通知规定的，由外汇局根据《中华人民共和国外汇管理条例》依法处罚。
- 十一、** 本通知自发布之日起施行，由国家外汇管理局负责解释。外汇局将定期评估政策实施效果，根据国际收支形势对政策进行调整。以前规定与本通知内容不一致的，以本通知为准。

各分局、外汇管理部接到本通知后，应尽快转发辖内中心支局、支局和外汇指定银行，并认真遵照执行。

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。